

(仮称)河合町まちづくり基本条例 条文案

分 科 会	参画・協働分科会
-------	----------

大 項 目	住民自治
-------	------

小 項 目	地域自治組織
-------	--------

分 科 会 意 見	○ あまり細かく書かないで（広陵町、王寺町、上牧町を参考に）、自由度を確保しておくことが大切。 ○ わかりやすく簡潔な条文に。 ○ 「何のために」設置するのかを明確に謳うこと。 ○ 地域自治組織というのは最近出てきたものなのでわかりにくい。地域のいろんな活動が寄り合い、力を合わせてやっていこうという趣旨がわかればいいのではないか（細かなことは別途定めていくことになるので）。 ○ 地方自治という言葉があるなか、地域自治とは何なのかがわかりにくい。 ○ 地域自治組織の設置は、義務ではなく、「つくることができる」とするのが大事。そういう権利を住民が持っているということを明確に。 ○ 他都市においては、現に自治会をはじめとする住民自治活動がある中で、屋上屋を重ねるような仕組みではないかという声が過去にはあった。しかし現在では、既存団体の活力が低下して機能しなくなりつつある中、こういう組織が必要という方向になりつつある。それを、町が支援も含めて進めていくという姿勢を示すことは必要ではないか。 （分科会会長） ○ それでは、地域自治組織に関する条文は入れる。ただし、わかりやすく端的に謳うということにしましょう。
条 文 案	（まちづくり協議会） 第●条 町民は、一定のまとまりのある区域内の多様な主体で構成される地域自治団体（以下「まちづくり協議会」という。）を設置することができます。 2 まちづくり協議会は、当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うものとします。 3 町は、まちづくり協議会の自主性と役割を認識し尊重するとともに、まちづくり協議会の活動に対して協働のまちづくりを推進するための必要な支援を行うものとします。 4 まちづくり協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。

小項目	基礎的コミュニティ
分 科 会 意 見	○ 基礎的コミュニティとは何か、そもそもわからない。 ○ 単に、地域活動でいいのではないか。 ○ 地域自治組織が小学校区位の範囲の集まりで、ここでいう基礎的コミュニティは、自治会などのもっと小さな範囲での具体的な活動をイメージしている。こうした活動にみんなが参加してほしいということ。こうした活動が活発でないと、地域自治組織は成り立たないという関係にある。そのために設ける条文。 ○ 王寺町の条文にあるように「お互いに助け合いながら、地域の課題解決や共通の目標達成に向けて行動するため」ということがわかるようにする。 ○ 「基礎的コミュニティ」とは何なのか、わかりやすく定義する必要があるのでは。 ○ わかりやすいハンドブックがいるのでは。そこで地域自治組織や基礎的コミュニティについて解説する（逐条解説とは別に必要）。 ○ 他の条文のところで「コミュニティ」という言葉を使わないのなら、わざわざここだけで使う必要はないのでは。地域活動という言い方でいいのでは。 （分科会会長） ○ それでは、地域の相互扶助活動を大切に、参加するという趣旨を謳う。事務局大変ですが、基礎的コミュニティという言葉を使わないで条文案を検討してください。 ○ 広陵町では条例で「基礎的コミュニティ」を謳い、そうするとこの言葉が広まり使われるようになっていくということもあります。いずれにしろ、わかりやすい解説書が必要ですね。 （事務局より） 「基礎的コミュニティ」の定義について 令和3年12月13日の審議会全体会で、「住民自治のあり方・定義」の検討結果として下記条文案が報告されています。 （住民自治） 第●条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の区域において、町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主体となったまちづくりを行う活動をいいます。 2 住民自治の主体は、基礎的コミュニティ（大字及び自治会をいう。以下同じ。）をはじめ、地域自治団体、ボランティア団体やNPO等の町民による公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等、多様な主体をさします。
条 文 案	（大字及び自治会等） 第●条 町民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に大字及び自治会等の活動に参加し、助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。 2 大字及び自治会等は、その役割と責任を自覚し、まちづくり協議会の主たる担い手として、まちづくりに参画するよう努めるものとします。 3 町民は、大字及び自治会等への加入に努めるものとします。 4 町長は、大字及び自治会等の果たす役割を認識し、また、その自主性及び自律性を尊重し、その活動に対して支援、その他の必要な措置を講じるものとします。

